

# 身体障害者手帳で補装具(義肢、装具、車いす、杖など)を 製作・修理希望の方へ

身体障害者手帳をお持ちの方で義肢装具などの補装具を必要とされる方は障害者総合支援法の適用で義肢装具の新規製作や修理に必要な支援費が受けられます。

新規製作や、タイプを変更する修理の場合は要否判定が必要となります。

原則として要否・適合判定は更生相談所か巡回相談で受けなければなりません。

## (申請から補装具受け渡し手順)

- 1、申請をされる方は各市区町村役場福祉課に申請が必要となります。  
その際、申請書・身障手帳・印鑑・所得証明書が必要となります。  
所得によって個人差がありますが一部負担が必要となります。
- 2、申請後、要否判定が必要な場合があります。  
各市区町村で指定された判定場所に行ってくださいことになります。
- 3、何を製作、修理するのか判定で決定され、処方が出されます。  
処方に基づき、当社ピー・オー・テックより、お見積を各市区町村に送付します。
- 4、補装具費支給券という許可書が各市区町村より交付されます。  
許可がおりてから、当社と契約を行い、すみやかに採型・製作・修理にとりかかります。
- 5、製作するものによっては適合判定が必要な場合があります。  
その場合、各市区町村で指定された判定場所に行ってくださいことになります。
- 6、本人様に製作・修理した義肢装具を渡して補装具費支給券に受領印をいただきます。



**(有)ピー・オー・テック (有)高橋義肢製作所**  
**Tel. 073-436-7050**